

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- 鳥取県公衆浴場入浴料金審議会条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
- 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例
- 昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立病院使用料手数料条例の一部を改正する条例
- 鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県農業試験場依頼分析手数料条例等の一部を改正する条例
- 警察保安関係許可手数料条例の一部を改正する条例

条例

鳥取県公衆浴場入浴料金審議会条例をここに公布する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十四号

鳥取県公衆浴場入浴料金審議会条例

(設置)

第一条 公衆浴場入浴料金の統制額の指定を適正に行なうことに資するため、鳥取県公衆浴場入浴料金審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命

- 一 關係行政機関の職員
- 二 学識経験のある者
- 三 利用者の意見を代表する者
- 四 公衆浴場営業者の意見を代表する者
- 三 委員のうち、前項第三号及び第四号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、同数でなければならぬ。

(任期)

第四条 委員の任期は、前条第二項第一号に掲げる者のうちから任命される委員を除き、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十五号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条ノ八を第二十五条ノ九とし、第二十五条ノ七を第二十五条ノ八とし、第二十五条ノ六を第二十五条ノ七とし、第二十五条ノ五の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ六 日本政府又ハ外国政府ト特殊ノ関係ノ

アリタル法人デ次項各号ニ掲グルモノ(以下「外国特殊法人」ト謂フ)ノ職員(以下「外国特殊法人職員」ト謂フ)トシテ在職シタルコトノアリタル県吏員等デ

左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ係ル退職年金ノ基礎トナルベキ県吏員等トシテノ在職年ノ計算ニ付テハ夫々当

該各号ニ掲グル外国特殊法人職員トシテノ在職年月数ヲ加ヘタルモノニ依ル但シ外国特殊法人職員トナル

前ノ県吏員等トシテノ在職年又ハ公務員トシテノ在職年ガ退職年金又ハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達

シタル者ノ場合ハ此ノ限りニ在ラズ

一 外国特殊法人職員トナル為県吏員等又ハ公務員ヲ退職シ外国特殊法人職員トシテ引続キ昭和二十年八月八日迄在職シタル者(前号ニ該当スル者ヲ除ク)当該外国特殊法人職員トシテノ在職年月数

二 外国特殊法人職員トナル為県吏員等ヲ退職シ外国特殊法人職員トシテ引続キ昭和二十年八月八日迄在職シタル者(前号ニ該当スル者ヲ除ク)当該外国特殊法人職員トシテノ在職年月数

三 外国特殊法人職員トシテ昭和二十年八月八日迄在職シ県吏員等トナリタル者(前二号ニ該当スル者ヲ除ク)当該外国特殊法人職員トシテノ在職年月数

(其ノ年月数ヲ県吏員等トシテノ在職年ニ加ヘタルモノガ十七年ヲ超ユルコトトナル場合ニ於ケル当該十七年ヲ超ユル年月数ヲ除ク)

前項ニ規定スル外国特殊法人職員トハ左ノ各号ニ掲グル外国特殊法人ノ職制ニ依ル正規ノ職員(第七号ニ掲グル法人ニアリテハ社員)ヲ謂フ

- 一 旧南滿洲鉄道株式会社
 - 二 旧滿洲電信電話株式会社
 - 三 旧華北交通株式会社
 - 四 旧華北電信電話株式会社
 - 五 旧華北広播協会
 - 六 旧北支順中公司
 - 七 旧華中鉄道株式会社
 - 八 旧華中電気通信株式会社
 - 九 旧蒙疆電気通信設備株式会社
- 第一項第二号ニ場タル者ニ係ル恩給ノ年額ノ計算ノ基礎トナル給料年額ノ計算ニ付テハ県吏員等ヲ退職シタル当時ノ給料年額ガ六千二百円以上ノ者ノ場合ヲ除キ県吏員等ヲ退職シタル当時ニ於テ其ノ当時受ケタル給料ノ年額ト其ノ額ノ千分ノ四十五ニ相当スル額ニ外国特殊法人職員トシテノ在職年数(年未滿ノ端数ハ之ヲ切捨テル)ヲ乗ジタル額トノ合計額ニ相当スル年額ノ給料ヲ受ケタルモノト看做ス但シ其ノ合計額ニ相当スル年額ガ六千二百円ヲ超ユルコトトナル場合ニ於テハ其ノ額ヲ給料ノ年額

ト看做ス

前条第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ニ付テハ準用ス

此ノ場合ニ於テ同条第二項ニ於テ準用スル第二十五条ノ第四第三項中「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日ヨリ」トアルハ「モノ又ハ其ノ遺族ハ昭和三十八年十月一日ヨリ」ト前条第二項ニ於テ準用スル第二十五条ノ第四第五項中「昭和三十六年十月」トアルハ「昭和三十八年十月」ト前条第三項中「外国政府職員」トアルハ「外国特殊法人職員」ト読替ヘル

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

(公務傷病年金の加給年額の改定等)

第二条 この条例施行の際、現に改正前の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ關スル条例第十九条第五項の

規定により準用する恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第百十三号)による改正前の恩給法第六十五条第五項本文に規定する金額の加給をされた公務傷病年金を受けている者については、昭和三十八年十月分以降、同法同条第二項から第五項までの規定による加給の年額を改正後の同法同条第二項から第四項までの規定による年額に改定する。

2 昭和三十八年九月三十日以前に給与事由の生じた公務傷病年金の同月分までの加給の年額の計算については、なお、従前の例による。

(職権改定)

第三条 前条第一項の規定による恩給年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県条例第四十六号

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例の一部を改正する条例

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 削除

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

(昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した者に係る恩給についての経過措置)

第二条 この条例施行の際、現に改正前の昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改

定に關する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定を適用された者又はこの条例による改正後の昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例の規定を適用されるべき者の退職年金又は遺族年金の昭和三十八年九月分までの年額の計算については、改正前の条例第二条の規定の例による。

昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十七号

昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例の一部を改正する条例

昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた

恩給等の年額の改定に關する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

(昭和二十八年十二月三十一日以前に退職し、又は死亡した者に係る恩給についての経過措置)

第二条 この条例施行の際、現に改正前の昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定を適用された者又はこの条例による改正後の昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例の規定を適用されるべき者の退職年金又は遺族年金の昭和三十八年九月分までの年額の計算については、改正前の条例第四条の規

定の例による。

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十八号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の課税の特例)

第七十八条の二 ゴルフ場の利用に対しては、第七十七条の規定にかかわらず、その利用者に対し、利用の日ごとに定額により、娯楽施設利用税を課する。

第七十九条第一項第一号中「ゴルフ場その他これに類する施設」を「ゴルフ場に類する施設」に改める。

第七十九条第三項を次のように改める。

3. 前条の規定によつて課する娯楽施設利用税の税率は、

次の表の上欄に掲げる等級ごとに、それぞれ下欄に掲げる金額とする。

等級	税 率
一 級	一人一日につき 四百五十円
二 級	◇ 四百円
三 級	◇ 三百五十円
四 級	◇ 三百円
五 級	◇ 二百五十円
六 級	◇ 二百円

4 第二項の表の中欄に掲げる等級は、当該施設の利用率等を、前項の表に掲げる等級は、当該施設の規模及び整備の状況等を基準として知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立病院使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県立病院使用料手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県立病院使用料手数料条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項を次のように改める。

三 特別入院施設料

特別室	一床	一日につき	八百円
一人室			
甲	一床	一日につき	四百円
乙	一床	一日につき	二百円
丙	一床	一日につき	百五十円
二人室	一床	一日につき	百三十円
四人室	一床	一日につき	七十円

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

鳥取県条例第五十号

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県改良普及員資格試験条例

第一条中「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令」を「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令」に改め、「及び資格認定」を削る。

第三条を次のように改める。

(試験方法)

第三条 試験は、筆記試験、口述試験及びその他の試験とし、筆記試験は左に掲げる事項について、口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力について、その他の試験は知事が必要と認める事項について行なう。

一 一次条第一項第一号に掲げる者にあつては、改良普及員として必要な教養並びに農業についての専門的技術及び知識に関する事項

二 二次条第一項第二号から第四号までに掲げる者にあつては、改良普及員として必要な教養並びに農業についての一般的技術及び知識に関する事項

2 前項に規定する筆記試験の試験項目は、次の表の上欄に掲げる区分にしがたい、同表の中欄に掲げる必須項目及び同欄に対応する同表の下欄に掲げる選択項目のうちから受験者が選択する項目(前項第一号に掲げる事項についての試験にあつては一項目、同項第二号に掲げる事項についての試験にあつては四項目とする。)について行なう。

区分	必須項目	選択項目
農業改良普及員資格試験 (前項第一号に掲げる事項についての試験)	農業経営	園芸、植物病理、昆虫、植物育種、家畜飼養、家畜衛生、家畜繁殖、家畜育種及び家畜繁殖、土壌肥(料)、栄養化学、農産製造、農水利用、農地改良、農業機械
生活改良普及員資格試験 (前項第一号に掲げる事項についての試験)	教育方法、教育学原論	被服、食居、住宅管理

生活改良普及員資格試験 (前項第二号に掲げる事項についての試験)	農業改良普及員資格試験 (前項第二号に掲げる事項についての試験)	教育方法 農業経営 生物、物理又は化学のうち一項	家庭物理化学 家庭関係 保健衛生
教育方法 家政学原論	園芸 畜産 土壌肥 病害虫 家畜衛生 飼料作物及び草 地改良 農機具 農畜産加工 農業氣象 農業簿記 農業土木	被服 食居 住宅 家庭管理 児童	家庭物理化学 家庭関係 保健衛生

家庭物理化学
家庭関係
保健衛生

第四条第一項を次のように改める。
試験は、左の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(同法第九十九条に規定する大学を除く。)において農業(生活改良普及員資格試験にあつては家政。以下同じ。)に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち試験実施日から起算して一年以内に卒業見込みの者又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
- 二 学校教育法第九十九条に規定する大学、都道府県立農業講習所、財団法人農民教育協会鯉淵学園若しくは学校法人自由学園最高学部第二部において農業に

関する正規の課程を修めて卒業した者、園芸試験場及び茶業試験場農業技術研修規程(昭和三十六年農林省告示第千三百六十号)による研修課程を修了した者若しくはこれらの課程を修める者のうち試験実施日から起算して一年以内に卒業若しくは修了する見込みの者、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校、旧師範教育令(昭和十八年勅令第九十九号)による女子高等師範学校若しくは青年師範学校、旧財団法人農民教育協会高等農事講習所、旧全国農業会高等農事講習所若しくは学校法人自由学園高等科において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、旧実業専門学校卒業程度検定規程(昭和十六年文部省令第五十四号)若しくは専門学校卒業程度検定規程(昭和十八年文部省令第四十六号)により農業に関する学科目の検定に合格した者、旧実業学校教員検定ニ関スル規程(大正十一年文部省令第四号)若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程(明治四十一年文部省令第三十二号)

により農業に関する学科目の検定に合格した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程(昭和三十四年農林省告示第四百十六号)による研修課程を修了した者

三 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関(第一号及び第二号に規定するものを除く。)において、農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と左のイ若しくはロの職務に従事した期間又はそれらの期間を通算した期間が四年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育

口 国、地方公共団体その他法人格を有する団体に
おける農業に関する技術についての普及指導

四 学校教育法による高等学校、旧中等学校令による
中等学校、旧実業学校令(明治三十二年勅令第二十
九号)による実業学校、旧師範教育令による師範学
校、師範教育令改正の件(昭和十八年勅令第九号)
施行以前の師範教育令(明治三十年勅令第三百四十
六号)による師範学校、旧高等女学校令(明治三十
二年勅令第三十一号)による高等女学校、旧中学校
令(明治三十二年勅令第二十八号)による中学校若
しくは旧学校法人自由学園普通科を卒業した者又は
大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十
三号)、旧専門学校入学者検定規程(大正十三年文
部省令第二十二号)若しくは旧実業学校卒業程度検
定規程(大正十四年文部省令第三十号)による検定
に合格した者で卒業又は検定合格後当該試験の実施
期日までに前号イ若しくはロの職務に従事した期間
又はこれらの期間を通算した期間が四年以上に達す

るもの

第四条第二項中「短期大学」を「同法第九十九条に規定
する大学」に、「六ヶ月以内」を「一年以内」に改める。
第五条第三項中「普及又は指導奨励」を「又は普及
指導」に改める。

第七条第一項第三号中「第二号」を「第三号」に改め、
同条同項第五号中「手札型」を「名刺判」に改める。
第十条第一項中「二百円」を「五百円」に改める。
第十二条を削り、第十三条を第十二条とする。

別記様式第一号から別記様式第四号までを次のように
改め、別記様式第五号及び別記様式第六号を削る。

別記様式第一号(日本工業規格B5)
受 験 願 書
農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので、関
係書類を添えて出願します。
年 月 日 氏 名 ④
鳥取県知事 氏 名 殿

記

氏名	年 月 日生	性別
現 住 所		
必 須 項 目		
選 択 項 目		

別記様式第2号(日本工業規格B5)
履歴書

氏名	年 月 日生	性別
現 住 所		
学 歴		
職 歴		

年 月 日生	氏 名
年 月 日生	氏 名
年 月 日生	氏 名
年 月 日生	氏 名

上記のとおり相違ありません。

別記様式第3号(日本工業規格B5)
受 験 資 格 証 明 書

職 名
氏 名
年 月 日生

1 普及指導に従事した期間及び勤務場所
2 試験研究に従事した期間及び勤務場所

3 教育に従事した期間及び勤務場所
上記に相違ないことを証明する。

所属長職名

氏名

名 ⑩

別記様式第4号(日本工業規格B5)

第 号

合 格 証 書

本 籍

氏 名

年 月 日生

農業(生活)改良普及員資格試験に合格したことを証
する。

年 月 日

鳥取県知事 氏名

名 ⑪

印 照

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県農業試験場依頼分析手数料条例等の一部を改正
する条例をここに公布する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十一号

鳥取県農業試験場依頼分析手数料条例等の
一部を改正する条例

(鳥取県農業試験場依頼分析手数料条例の一部改正)

第一条 鳥取県農業試験場依頼分析手数料条例(昭和十
年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正す
る。

第五条中「第二号様式ノ納付書ニ依リ」及び「試験場
長ニ」を削る。

第七条中「第三号様式」を「第二号様式」に改める。

第一号様式から第三号様式までのものを削る。

第1号様式(各供試品ごと)に別紙とすること。)

分 析 依 頼 書

1 供試品名

- 2 生産地、製造地、販売地又は採取地
- 3 生産人、製造人、販売人又は採取人の住所及び氏名
- 4 分析を要する目的
- 5 分析を要する成分

上記の定性(定量)分析をしていただくよう依頼しま
す。

年 月 日

住 所

職業

名 ⑫

鳥取県農業試験場長殿

第2号様式

第 号

定性(定量)分析成績書

1 依頼者の住所及び氏名

2 供試品名

3 分析成績

上記の成績は、依頼者から本場に提出された供試品に

ついて施行した結果であることを証明する。

年 月 日

鳥取県農業試験場長 氏名 ⑬

鳥取県農業試験場分析責任者 氏名 ⑭

(鳥取県農業試験場依頼分析手数料の1号様式)

第二条 鳥取県農業試験場依頼分析手数料条例(昭和二十四年三月
鳥取県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第五條一号を次のように改める。

様式第1号

せ り 済 証 明 書

次の子牛(子馬)は、年月日、家畜市場に
おいてせり済であるから、これを証明する。

記

種類	名前	性別	生年月日	毛色及び特徴	血統	生産者氏名

年 月 日

市場開設者 氏名 ⑮

第3号様式

(表)

(鳥取県種牡畜検査条例の一部改正)
第三条 鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。
第一号様式、第三号様式及び第六号様式を次のように改める。

第1号様式

種牡畜(豚、山羊)証明書交付申請書

- 1 種類
- 2 名号
- 3 生年月日
- 4 血統(父 母)

上記種牡畜検査を受けたいので申請します。

年 月 日

住所

氏 名 ㊟

鳥取県知事

殿

第 号 種牡畜()証明書

種類名号	
生年月日	
産地	
血統	父 号(種号) 母 号(種号)
等級	有効区域 鳥取県

上記は、種牡畜検査条例第5条の規定による検査に合格した種牡畜であることを証明する。

年 月 日

鳥 取 県 印

(裏)

検査年月日	有効期間	検査委員氏名印
移動年月日	飼養者住所氏名	発行者証印

第6号様式

種牡畜種付証明書(豚、山羊)

- 1 牝畜飼養者住所氏名
- 2 配合牝畜種類
- 3 配合牝畜名号
- 4 配合牝畜生年月日
- 5 種付年月日
- 6 種牡畜名号

上記のとおり種付したことを証明する。

年 月 日

種牡畜飼養者 住所

氏 名 ㊟

(鳥取県し畜生産検査条例の一部改正)

第四条 鳥取県し畜生産検査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式まで及び第四号様式のを次のように改める。

鳥取県知事 殿 氏 名 ㊦

様式第2号、

職員派遣申請書
申請者 住所 氏名

年 月 日委託しました衛生試験は、下記の理由により実地において施行する必要がありますので、職員を派遣していただきますよう申請します。

試験を行なう場所 東 市郡 町村

年 月 日 記

鳥取県知事 殿 氏 名 ㊦

(鳥取県肥料検査手数料条例の一部改正)

第六条 鳥取県肥料検査手数料条例(昭和二十八年四月

鳥取県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。
養分第一号及び養分第四号を次のように改める。

様式第1号

肥料分析依頼書
分析依頼書

- 1 肥料の名称
- 2 肥料の保証成分(分析を要する成分)
- 3 数量
- 4 検査、分析の別
- 5 肥料の所在場所

鳥取県肥料検査手数料条例第4条の規定により肥料分析(検査)を依頼します。

年 月 日

住所 氏 名 ㊦
鳥取県知事 殿

様式第4号

分析成績書

1 依頼者の住所及び氏名

2 供試品名

3 分析成績

上記の成績は、依頼者から提出した供試品について施行した分析の結果であることを証する。

年 月 日

鳥取県肥料検査吏員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察保安関係許可手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十二号

警察保安関係許可手数料条例の一部を改正する条例

警察保安関係許可手数料条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「五	古物営業法第	古物商	五百円
十	条第二項に	市場主	五百円
よ	る許可証の	行 商	五百円
更	新	露 店	五百円
「五	古物営業法第	行 商	百五十円
十	条第二項に	露 店	百五十円
よ	る許可証の	露 店	百五十円
更	新		

め、同表中第八号を削り、第九号を第八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。